

兵庫県公報

令和元年11月29日 金曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

●二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則（規則第23号）

建築士法の一部改正により、二級建築士及び木造建築士の免許に係る欠格事由から成年被後見人又は被保佐人であることが削除されること等に伴い、当該免許の申請等に係る手続について所要の整備を行うこととした。

規 則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第23号

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の免許並びに建築士事務所の登録に関する規則（昭和39年兵庫県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 本籍の記載のある住民票の写し

第2条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 本籍の記載のある住民票の写し

第5条第2項に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第7条第2項中「第8条の2」の右に「(第3号に係る部分を除く。)」を加え、同条第4項中「又は法」を「若しくは第2項又は」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「失そう」を「失踪」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をする者は、届出書に病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第8条第1項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第10条の3の表第3条、第5条、第6条、第7条第4項、第8条及び第10条の2の款中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表第8条の款中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第10条の12第1号中「又はこの規則第7条第3項」を「の規定又は第7条第4項」に改める。

第10条の13中「第9条第1項」の右に「若しくは第2項」を加える。

様式第1号中「戸籍謄本（抄本）及び登記事項証明書」を「本籍の記載のある住民票の写し」に、「はり付け

て」を「貼り付けて」に、「はり付けた」を「貼り付けた」に、

1 後見開始又は保佐開始の審判（禁治産又は準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされます。）を受けていますか。	い	る	<input type="checkbox"/>	い	ない	<input type="checkbox"/>
2 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その年月日	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
5 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたときがあるときは、その停止の期間	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
	年	月	日	年	月	日まで

を

1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その年月日	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたときがあるときは、その停止の期間	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にありますか。	あ	る	<input type="checkbox"/>	な	い	<input type="checkbox"/>
	年	月	日	年	月	日まで

に改める。

様式第4号中「戸籍」を「住民票」に、「30万円」を「100万円」に、「受験手数料ちょう付欄」を「受験手数料貼付欄」に改める。

様式第7号別添1の部中

「

明治・大正	年	月	日
昭和・平成			

」

を

「

明治・大正	年	月	日
昭和・平成			
令和			

」

に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。